

ダルマキールティにおける 主張命題の定義について

小 野 基

0. はじめに

ダルマキールティは *Pramāṇavārttika* (PV) 第4章でディグナーガの *Pramāṇasamuccaya* (PS) 第3章を批判的に註釈し、後者で論じられた、他者のための推論の定義、主張命題 (pakṣa), 九句因等の諸問題に新解釈を与えた。本稿は、それらの諸問題の中でも特にダルマキールティによる思想的発展として注目すべきと思われる主張命題の定義に関する議論を考察する。ディグナーガの主張命題の定義に対するダルマキールティの新解釈は、単に主張命題のみならず、他者のための推論の理論全体の体系化に大きな役割を果たしているという意味で、重要である。なお、本稿では、はじめにディグナーガの主張命題の定義の本来の意味内容を明らかにした上でダルマキールティの解釈を検討し、その独創性と意義を明らかにしたい。

1. ディグナーガの主張命題の定義

ディグナーガは主張命題の定義を PS 第3章と『正理門論』(NM) とにおいて述べている。両書の定義には微妙な差異があり、ダルマキールティもそれを問題にしているが¹⁾、両定義は、*Nyāyasūtra* (NS) における主張命題の定義 (sādhyānirdeśaḥ pratijñā /²⁾ や *Vādaśāstra* (VV) における定義 (sādhyābhīdhānaṃ pratijñā / / vicāraṇāyāṃ iṣṭo' rthaḥ pakṣaḥ /³⁾ への批判に立脚しているという点では異ならない。すなわち、ディグナーガは、sādhyā という語が未論証の事柄一般を意味し得ることを問題視し、NS の定義では、未論証の事柄に属する疑似論証因 (hetvābhāsa) や疑似実例 (dṛṣṭāntābhāsa) までもが主張命題に含まれることになる、と批判し、また、以上のような誤謬を除去すべく付与された VV の定義における iṣṭa という語も、それだけでは意味を為さないと指摘した⁴⁾。ディグナーガは以上の議論を踏まえて彼自身の定義を立てている。PS における定義は以下の如くである。

svarūpeṇāiva nirdeśyaḥ svayam iṣṭo /⁵⁾ (「[主張命題とは] 本来のあり方として

のみ提示されるべきもので、自ら意図されたものである。)

ディグナーガは自註の中で、「本来のあり方としてのみ」という句が疑似論証因や疑似実例を排除する役割を担い、また「自ら意図された」という句が「論書を顧慮することなく暫定的に承認されていること」という主張命題の条件を示す、と説明しているが⁶⁾、前者は NS の定義に対する批判を、また後者は VV の定義に対する批判を踏まえたものであると言えよう。

さらに、ディグナーガは NM では主張命題を「唯随自意樂為所成立説名宗」と定義し、「随自意」を「顕不顧論宗随自意立」と、また「樂為所立」を「不樂為能成立性」と説明している⁷⁾。これは PS 自註における説明とは役割配分が異なるが、少なくとも、主張命題の定義が、(1) 疑似論証因や疑似実例が主張命題とされることを排除する、(2) 「論書を顧慮せずに暫定的に承認されていること」という主張命題の条件を示す、という二つの機能を持つとする点では、PS 自註と NM とは完全に一致している。すなわち、ディグナーガが主張命題の定義に託した本来の意味内容は、上述の二項に尽きると考えられる。

2. ダルマキールティにおける主張命題の定義の新解釈

ダルマキールティは主張命題の定義を論じるに当たって新しい定義文を提出している訳ではない。彼は PS を註釈しつつ議論を進めるのであり、形式上はディグナーガの前掲の定義文を踏襲している。但し彼は定義文を構成する個々の語句に対して独自の解釈を与えており、その結果定義の意味内容はディグナーガの場合とは大いに異なっている。すなわち、PV 第4章では次のように述べられている。

tac catur-lakṣaṇaṃ rūpa-nipātēṣṭa-svayaṃ-padaih // asiddhāsādhanaṁrthōkta-vādy-abhyupagama-grahaḥ /⁸⁾ (「それ(主張命題)には四つの条件がある。『[本来の] あり方』、不変化辞(eva)、『意図された』、『自ら』の諸語によって、[順次] (1) 未論証であること、(2) 論証するもの(sādhana)ではないこと、(3) [論証の] 目的が述べられていること、(4) 論者によって暫定的に承認されていること、[という四条件] が理解される。)」

ここでは、PS の主張命題の定義を構成する四つの限定句が主張命題の四つの必要条件を示すものと解釈されている。前述のように、ディグナーガ自身は彼の定義を構成する四つの限定句が各々一つの条件を示すとした訳ではない。彼は不変化辞 eva に固有の役割があるとはしておらず、また「自ら」および「意図された」の両語は、ひとまとまりで「論書を顧慮せずに暫定的に承認されているこ

と」という条件を示すとしていた。従って、四つの限定句が四つの条件を表わすとするのはダルマキールティ独自の解釈であると考えられる。彼が四つの限定句に託す四つの必要条件とその機能とは以下の如くである⁹⁾。

(1) 「本来のあり方として」という限定句は、主張命題は未論証の事柄でなければならない、という条件を示す。例えば「ことばは聞かれるものである」といった自明の事柄が主張命題として立てられることを、この限定句が排除する。

(2) 不変化辞 *eva* は、主張命題は論証対象 (*sādhya*) 以外のものであってはならない、という条件を示す。従って、ディグナーガが「本来のあり方としてのみ」という句に委ねた、疑似論証因や疑似実例等の論証するもの (*sādhana*) が主張命題とされることを排除する機能は、この不変化辞に帰せられる。

(3) 限定句「意図された」は、論証しようと意図された命題のみが真に主張命題であり、換言すれば、主張命題は論証目的を述べるものでなければならない、という条件を示す。すなわち、この限定句は議論の文脈とは無関係な命題を仮に主張命題として立てるような論証を排除する機能を持つ。この条件によって、サーンキヤ学派がプルシャ存在論証の際に立てる「眼等は他者のためである」という主張命題や、チャールヴェーカの用いる *sadvitīya* 推論式などが排除される¹⁰⁾。

(4) 「自ら」という限定句は単独で、ディグナーガにおいては「自ら意図された」という句によって示されるとされた主張命題の条件「論書を顧慮せずに暫定的に承認されていること」を示す。しかも、この条件中の「論書」はダルマキールティにあっては明確に自学派の論書の意味である。この条件は、主張命題が学派の教義のみに基づいて独断的に立てられることを排除する¹¹⁾。

3. ダルマキールティの新解釈の意義

以上のように、ダルマキールティはディグナーガの定義文に則りながらも、事実上後者とは相当異なった主張命題の定義を提出している。というのも、彼が主張命題の必要条件とした四項目のうち、第二項以外は事実上彼自身によって新たに付加されたものに他ならないからである。それでは、このような定義の意味内容の改変は如何なる目的で為されたのであろうか。

その目的の一つが、ニヤーヤ学派からの反論に回答することにあった、とみることは可能であろう。ウッディヨータカラは *Nyāyavārtika* において VV と NM とにおける主張命題の定義を批判し、仏教論理学派が定義に導入した「意図された」および「自ら」という語句の無意味性を指摘しているが¹²⁾、ダルマキールティはこの両語に新しい意義を見出すことによって、この反論を却下していると言

い得るからである。しかしながら、彼の新解釈の真の意義はそれとは別のところにある。彼の真意は、この定義の変更によって、従来ディグナーガの疑似論証因の理論において残存していた非体系的な部分を解消することにあったと考えられる。

周知のように、ディグナーガは九句因を用いて正しい論証因と疑似論証因とを区別しようと試みたが、その際、九句因によっては処理することのできない幾つかの特殊な疑似論証因に直面した。差別相違因 (*viśeṣa-viparīta-sādhana*) や相違決定 (*viruddhāvyaḥcāra*) などがそれである¹³⁾。ダルマキールティは、これらの特殊な疑似論証因を含む推論式を、主張命題に関して難点のあるものとして処理することを意図して、主張命題の定義に新解釈を加え、新しい必要条件を導入したと考えられる。具体的には、彼が「意図された」という語に託した条件は、法差別相違因や有法差別相違因を含む推論式を排除する機能を¹⁴⁾、また「自ら」という語に託した条件は、検証不能な教義間の二律背反である相違決定という事態を排除する機能を有しているのである¹⁵⁾。

かくして、ダルマキールティは、主張命題の定義の新解釈によって、因の三相という原則のみに基づく、疑似論証因の体系的分類への道を拓いた。疑似論証因の体系化は、未完に終わった PV 第 4 章でこそ果たされなかったものの、その後 *Pramāṇaviniścaya* 第 3 章において達成されたのである¹⁶⁾。

1) cf. PV (ed. by Y. Miyasaka). IV. 86-89.

2) NS. I. i. 33.

3) cf. *Nyāyavārttika*, 臨川, 1982 (NV): p. 282⁹⁻¹⁰; 280¹¹.

4) *Pramāṇasamuccayavṛtti*, Peking ed., tr. by Kanakavarman (PSV): 125b²⁻⁴; 126a⁴⁻⁸.

5) PS. III. 2ab. なお、後半部は疑似主張命題に関する規程として一応定義とは区別し、本稿では考察の対象からはずす。

6) cf. PSV: 124b⁷-125a¹.

7) NM, 大正蔵 32 卷: 1a^{5, 12-15}.

8) PV. IV. 28cd-29ab. なお、テキストの -nīpāṭeṣu を上記のように訂正して読む。

9) cf. *Pramāṇaviniścaya*, Peking ed. (PVin): 288b¹⁻³.

10) cf. PV. IV. 29cd, 34; PVin: 288b⁴⁻⁵.

11) cf. PV. IV. 30, 42; PVin: 291a³⁻⁶.

12) cf. NV. p. 277⁷⁻⁹; 282⁵⁻⁹.

13) cf. PS. III. 25, 27.

14) cf. PV. IV. 31ab.

15) cf. PV. IV. 42ff. 特に第 48 偈、および PVin: 326a³⁻⁵ を参照。

16) PVin: 313a⁴⁻⁷; 320b³⁻⁶; 326a³⁻⁵.

(筑波大学大学院)